

件名	愛媛県森林環境保全基金条例
主管課	林業政策課
根拠法令等	

【制定の理由】

森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に取り組むため、本県独自の愛媛県森林環境保全基金を設置する。

【条例の概要】

1 設置目的

水源のかん養その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に取り組む。

2 基金積立額

森林環境税条例で定める県民税の均等割の税率の特例による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除した額で、一般会計歳入歳出予算で定める額

3 管理

最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 運用益金の処理

一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

5 基金の処分

目的を達成するための事業に要する経費並びに基金の管理及び運営に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

6 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

7 愛媛県森林環境保全基金運営委員会

名称	・愛媛県森林環境保全基金運営委員会
業務	・事業に関する事項その他基金に関する事項の調査審議等
組織	・委員 10 人以内
委員	・学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから知事が委嘱 ・任期 2 年（再任可） ・守秘義務

施行日 平成17年4月1日

【その他参考事項】

愛媛県の森林の現状

- ・ 県土面積に占める森林の割合 71%（401,000ha）
（うち、民有林90%、国有林10%）
- ・ 人工林率 62%
- ・ 平成12年度に県が行った放置された森林の実態調査によると、人工林のうち約30%に当たる63,000haが、おおむね10年間手入れされていない状況

基金事業の概要

区分	森とくらす活動	森をつくる活動	木をつかう活動
指定事業	・ 森林環境教育と体験交流活動の推進 ・ 「県民参加の森」の設置と提供 等	・ 源流森林の整備と保全 ・ 「巨木の森」の設置と保全 等	・ 公共的施設の内装等木質化の推進 ・ 木とふれあう学舎づくりの推進 等
公募事業	・ 森林ボランティア等の県民活動支援 ・ 森林に関わるイベントの開催支援 等	・ 里山林、樹木等の保全活動 ・ 彩り豊かな森林景観の創造 等	・ 木質資源の新用途開発支援 ・ 木材のデザインと新利用技術の開発 等